(趣旨)

- 第1条 この要綱は、家庭から排出される生ごみの減量及び資源 化の推進を図るため、生ごみ処理機等を購入した者に対し、予 算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久市補助金等 交付規則(平成17年佐久市規則第40号。以下「規則」とい う。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (定義)
- 第2条 この要綱において、「生ごみ処理機等」とは、次の各号に 掲げるものをいう。
  - (1) 生ごみ処理機 家庭から排出される生ごみを電動若しくは 手動によりかくはん又は加熱し、減量又は堆肥化する機能を 持つ機器。ただし、佐久市ディスポーザ排水処理システム設 置指導基準に関する要綱(平成22年佐久市告示第128号) に定めるディスポーザを除くものとする。
  - (2) 生ごみ処理容器 家庭から排出される生ごみを微生物の活動を利用することにより堆肥化する機能を持つ容器 (対象処理機等)
- 第3条 補助金の交付の対象となる生ごみ処理機等(以下「対象 処理機等」という。)は次のいずれにも該当するものとする。
  - (1) 未使用品であること。
  - (2) 販売業者から購入したものであること。
- 2 対象処理機等の申請は、1世帯 1 回に限るものとし、その台数は、生ごみ処理機 1 台又は生ごみ処理容器 2 台までとする。ただし、補助金の交付決定(佐久市生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱の一部を改正する要綱(令和 3 年佐久市告示第号)の施行前にされた補助金の交付決定を含む。)を受けた日の翌日から起算して 6 年を経過した場合には、新たに購入する対象処理機等について、補助金の申請をすることができるものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」とい

- う。) は、次のいずれにも該当する者とする。
- (1) 市内に居住している者
- (2) 市税等を滞納していない者
- (3) 生ごみ処理機等を適正に維持管理できる者
- (4) 生ごみ処理機を使用する者にあっては、処理後に残った生 ごみを適正に処理できる者

(補助金の額等)

- 第5条 補助金の額は、生ごみ処理機等の本体の購入価格(消費税を含む。)に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、生ごみ処理機にあっては30,00円、生ごみ処理容器にあっては1台当たり6,000円を上限とする。
- 2 前項の規定により算出した補助金の額に100円未満の端数 が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

- 第6条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、佐久市生ごみ処理機等購入費補助金交付申請書(兼請求書)(別記様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
  - (1) 生ごみ処理機等の購入に係る領収書その他の支払をしたことを証する書類
  - (2) 生ごみ処理機等の保証書
  - (3)前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 (補助金の交付の決定)
- 第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行し、同日以後に購

入した生ごみ処理機等について適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成27年5月21日告示第73号)

この要綱は告示の日から施行する。

附 則 (平成28年2月17日告示第16号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年4月1日告示第32号)

この要綱は告示の日から施行する。

附 則(令和6年2月14日告示第22号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、告示の日から施行する。